

広島県教育委員会教育長訓令第七号

県立学校

広島県立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十四日

広島県教育委員会

教育長 榎田好一

広島県立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

- | | | | |
|---------|--------------|---------|---------|
| 「二二 出勤簿 | 一 服務規程第五条 | 一 様式第二号 | 「」を |
| 「二二 出勤簿 | 一 服務規程第五条第二項 | 一 様式第二号 | 「」に改める。 |

附則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十三年一月一日から施行する。